

岡山県公報		発行 岡山県		目次	
				担当課（室）	
〇 精神通院医療を担当する医療機関の指定		地域医療推進課 監理課 建築指導課 用度課 〃			
〇 土地収用法に基づく事業の認定					
【公告】					
〇 道路の位置の指定					
〇 落札者等の決定					
〃					

◎岡山県告示第三百四十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和八年七月十四日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定した医療機関		指定年月日
名称	所在地	
こたかクリニック	倉敷市鶴形一―三―三 鶴形フォーシーズンビル二階	令和八年六月一日
島村薬局 小田店	小田郡矢掛町小田五五二六―一	令和八年六月一日
富士薬局	倉敷市児島味野上二―七―二五	令和八年六月一日
こんこうファーマシー薬局	浅口市金光町占見新田七四〇―二	令和八年六月一日

◎岡山県告示第三百四十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業を認定した。

令和八年七月十四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 起業者の名称

井原市

二 事業の種類

井原市民会館及び井原市立平櫛田中美術館駐車場敷地保全事業

三 起業地

1 収用の部分 岡山県井原市井原町地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

井原市民会館及び井原市立平櫛田中美術館駐車場敷地保全事業（以下「本件事業」という。）は、法第三十二条第二十二号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に該当する施設の駐車場を保全する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である井原市は、本件事業を、市民の文化及び教養の向上並びに福祉の増進を図るための施設である井原市民会館並びに平櫛田中の作品を保管し、及び展示して広く一般に公開し、並びに美術に関する研究及び普及活動並びに芸術文化の振興に資するための施設である井原市立平櫛田中美術館の安定的かつ持続的な運営に必要不可欠なものと位置付けており、本件事業に要する経費についても財源措置を講じていることから、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められるため、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(1) 本件事業の施行により得られる利益については、本件事業が完成することによって、井原市民会館及び井原市立平櫛田中美術館（以下「二施設」という。）で共用している駐車場の敷地のうち借地となっている土地を自己所有することができ、借地の返還による駐車可能台数の減少により引き起こされる施設の安全性若しくは利便性の低下、災害時機能の障害又は周辺住民との関係悪化といった様々な懸念が払拭され、安定的かつ持続的な施設運営に相当の寄与が見込まれる。

また、本件事業の計画においては、①二施設に近接していること、②幹線道路に面していること、③地域の生活及び農業に支障が生じないこと、④土地の有効活用がなされること並びに⑤経済性に優れることを条件として、複数の候補地について検討を行った結果、最適となる案を採用している。

したがって、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 本件事業の施行により失われる利益については、本件事業が環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）等による環境影響評価の対象事業となっていないこと、

また、本件事業に係る土地には、保護のための特別の措置を講ずべき重要な動植物及び文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）に定める周知の埋蔵文化財包蔵地が見受けられないことから、軽微なものと考えられる。

(3) (1)で述べた本件事業の施行により得られる利益と(2)で述べた本件事業の施行により失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業については、起業地の土地所有者から令和九年四月一日以降の借地契約を更新しない意向が申し入れられており、二施設の安定的かつ持続的な運営に不可欠な駐車場の確保は喫緊の課題である。また、二施設のうち、井原市民会館は、井原市の指定緊急避難場所とされており、住民等が災害から命を守るために緊急に避難する場所としての役割も担っている。これらのことから、本件事業を早期に施行する必要性は、高いものと認められる。

また、本件事業に係る起業地の範囲は、全て本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められ、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までに述べたように、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上により、本件事業について、法第二十条の規定により事業の認定をしたものである。

五

法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

井原市役所総務部総務課

〔二九四〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和八年七月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指 番 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 （メートル）	道路の延長 （メートル）
岡山県指令備中局 建第六七号 令和八年七月三日	浅口郡里庄町大字里見字山下九七八番一	五・〇〇	三四・九〇

〔二九五〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和八年七月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 落札物品の名称及び数量

ノート型パーソナルコンピュータ（知事部局【本庁分】） 三二二式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

令和八年六月二十四日

四 落札者の名称及び所在地

リコージャパン株式会社デジタルサービス営業本部 岡山支社 岡山第二営業

部

岡山市北区下中野二三六番地の六

五 落札金額

五七、一六四、八〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額五、一九六、八〇〇円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札公告日

令和八年五月十二日

〔二九六〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和八年七月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 落札物品の名称及び数量
ノート型パーソナルコンピュータ（知事部局【県民局及び地域事務所分】） 二三三式
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県出納局用度課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 三 落札者を決定した日
令和八年六月二十四日
- 四 落札者の名称及び所在地
Gateシステムズ株式会社
岡山市北区下中野七〇八番地一〇七号
- 五 落札金額
四一、七八三、一二六円（うち消費税額及び地方消費税の額三、七九八、四六六円）
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 入札公告日
令和八年五月十二日